

染毛剤の表示・広告に関する自主基準について

(平成12年12月6日 日本ヘアカラー工業会・染毛剤懇話会)

染毛剤の広告表現については、自主基準を設定し、会員会社によるその遵守をはかってきたところであるが、設定以来10年以上を経過し、製品の多様化、社会情勢の変化とともに、改訂の必要があると考えられます。

今回、日本ヘアカラー工業会並びに染毛剤懇話会では、染毛剤の表示・広告に関する自主基準の見直しを行い、新たに下記のとおり自主基準を制定致しましたので、ご連絡申し上げます。

なお、昭和52年3月10日「酸化染料含有染毛剤の自主規制」

昭和60年3月13日「染毛剤の広告表示表現について」

昭和61年5月10日「染毛剤の広告等の表現について」

は、廃止いたします。

染毛剤の表示・広告に関する自主基準

染毛剤は、適切な使用方法に従って使用される必要のある製品であり、その表示・広告にあたっては、使用者に誤った情報を与えることの無い様にじゅうぶんな注意が必要である。本自主基準は、医薬部外品である染毛剤に適用される。

医薬部外品である染毛剤には、酸化染毛剤、非酸化染毛剤及び脱色剤・脱染剤が含まれる。

1. 「簡便」「手軽」「安心」等の表現について。

医薬部外品である染毛剤は承認された使用方法に従ってじゅうぶん注意して使用される必要がある。特に酸化染毛剤及び非酸化染毛剤は、使用前に毎回パッチテストを実施する必要がある。従って、医薬部外品である染毛剤（酸化染毛剤、非酸化染毛剤及び脱色剤・脱染剤）の表示・広告において、安易に「簡便」「手軽」「安心」と表現することは適当でない。

しかし、製剤上の特徴や容器等について、事実であり、かつ安全性の保証にならない範囲で、「使用方法が簡単」という趣旨の表現は差し支えない。

2. 「やさしい」「マイルド」等の表現について。

医薬部外品である染毛剤について、「やさしい」「おだやか」「マイルド」「ソフト」並びにこれらの同義語は、安全性を保証する表現に該当すると考えられるので使用しないこと。

ただし、「染毛した髪の色調」「剤型」「使用感触」「使用方法」「香り」に限定した範囲でのみ使用が可能である。

また、上記の用語以外についても、安全性を保証または強調する表現を行わない様じゅうぶんに留意すること。

3. 配合成分に関する表現について。

有効成分以外の配合成分について標榜する場合、当該成分の特徴、配合目的について、事実であり染毛剤の効能・効果について誤認を与える表現でなければ差し支えない。

ただし、製品の安全性を保証する表現、並びに当該成分の作用が製品の効能・効果又は作用であるとの誤認を与える表現を行ってはならない。

1. 「簡便」「手軽」「安心」等の表現に関する事例
不相当とされる事例

No.	事 例	解 説
1	簡単（手軽）に染められます。 簡単（手軽）にブリーチ（脱色）できます。	酸化染毛剤及び非酸化染毛剤は、使用方法に留意して使用する必要があると共に、使用前に毎回パッチテストを行う必要のある製品である。従って、「簡単」「手軽」等を標榜することは、パッチテストが不要である等の誤認を与える恐れがあり、不相当である。 また、脱色剤、脱染剤は、パッチテストの必要はないが、使用方法に従って注意して用いられる必要があり、「簡単」「手軽」等を標榜することは、用法について誤認を与える恐れがあり、不相当である。
2	初めての方でも安心して使用できます。	医薬部外品である染毛剤（酸化染毛剤、非酸化染毛剤及び脱色剤・脱染剤）は、使用方法を誤ると毛髪等の損傷をまねく恐れがある。また、酸化染毛剤及び非酸化染毛剤は前項で述べた様に事前にパッチテストの必要のある製品である。 「安心」等の標榜は、消費者に製品の使用にあたって必要な注意事項について誤認を与える恐れが大きいため、不相当である。

差し支えない事例

No.	事 例	解 説
1	部分染めが簡単	使用方法に関する説明であり、安全性に関して誤認を与える恐れが無いので差し支えない。
2	リタッチに便利	同上。
3	簡単に使える容器	容器に関する説明であり、安全性に関して誤認を与える恐れが無いので差し支えない。

2. 「やさしい」「マイルド」等の表現に関する事例

不相当とされる事例

No.	事 例	解 説
1	髪にやさしい（マイルドな）ヘアカラー。	医薬部外品である染毛剤（酸化染毛剤、非酸化染毛剤及び脱色剤・脱染剤）の作用は、毛髪に対する影響を全く無いものとする事は不可能と考えられる。「髪にやさしい（マイルド）」等と標榜することは、消費者に毛髪に対する影響が無いものとの誤認を与えるものと考えられ、安全性の保証に該当するので不相当である。
2	髪を傷めない○○カラー。	同上

差し支えない事例

No.	事 例	解 説
1	やさしい○○色	「やさしい」が染めた色の説明であり、安全性の保証には該当しないので差し支えない。
2	やさしい色に染めるヘアカラー	同上。
3	やさしい使用感触のヘアカラー	「やさしい」が使用感触の説明であり、安全性の保証には該当しないので差し支えない。
4	マイルドな使いごちのヘアカラー	「マイルド」が使用感触の説明であり、安全性の保証には該当しないので差し支えない。
5	ソフトな泡のヘアカラー	「ソフト」が剤型上の特徴の説明であり、安全性の保証には該当しないので差し支えない。
6	やさしい香りのヘアカラー	「やさしい」が香りの説明であり、安全性の保証には該当しないので差し支えない。

3. 配合成分に関する表現の事例

不相当とされる事例

No.	事 例	解 説
1	アルカリフリーでマイルドです。	アルカリフリーである事実は、毛髪に対する影響が少ないこと（マイルド）を保証するものではない。従って、○○でマイルドの表現は、安全性に対して誤認を与える表現であり、安全性の保証に該当するので不相当である。
2	毛髪保護成分 ○○（成分名）配合で髪にマイルドです。	成分の作用が事実であっても、製品の安全性を保証する表現であり、不相当である。

差し支えない事例

No.	事 例	解 説
1	毛髪保護成分配合	配合成分の作用の説明であるので差し支えない。